

令和8年度道路占用料

占用物件			占用料（円）	
該当法文	物件	単位	新規（R8.4.1～）	現行（～R8.3.31）
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	530円	430円
	第2種電柱		810円	670円
	第3種電柱		1,100円	900円
	第1種電話柱		470円	390円
	第2種電話柱		750円	620円
	第3種電話柱		1,000円	850円
	その他の柱類		47円	39円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき	5円	4円
	地下に設ける電線その他の線類	1年	3円	2円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	460円	380円
	地下に設ける変圧器	占用面積1m ² につき1年	280円	230円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	940円	780円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		390円	330円
	広告塔	表示面積1m ² につき1年	580円	590円
	その他のもの	占用面積1m ² につき1年	940円	780円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき	20円	16円
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの	1年	28円	23円
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		42円	35円
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		56円	47円
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		85円	70円
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		110円	93円
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		200円	160円
	外径が0.7m以上1m未満のもの		280円	230円
	外径が1m以上のもの		560円	470円

法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1mにつき1年	3円	2円
			その他のもの		9円	8円
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	750円	620円
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1m ² につき1年	470円	390円
			地下に設けるもの		280円	230円
その他のもの			940円	780円		
法第32条第1項第4号に掲げる施設				占用面積1m ² につき1年	940円	780円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室		階数が1のもの	つき1年	時価に0.004を乗じて得た額	時価に0.004を乗じて得た額
			階数が2のもの		時価に0.006を乗じて得た額	時価に0.006を乗じて得た額
			階数が3以上のもの		時価に0.008を乗じて得た額	時価に0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路				290円	290円
	地下に設ける通路				180円	180円
その他のもの			940円	780円		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの			占用面積1m ² につき1日	6円	6円
	その他のもの			占用面積1m ² につき1月	58円	59円

道路法施行令 (昭和27年政 令第479号。以 下「令」とい う。)第7条 第1号に掲げ る物件	看板(アーチであるも のを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1m ² につき1月	58円	59円
		その他のもの	表示面積1m ² につき1年	580円	590円
	標識		1本につき1年	750円	620円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに 際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	6円	6円
		その他のもの	1本につき1月	58円	59円
	幕(令第7条第4号に 掲げる工事用施設で あるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに 際し、一時的に設けるもの	その面積1m ² に つき1日	6円	6円
		その他のもの	その面積1m ² に つき1月	58円	59円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	580円	590円
		その他のもの		290円	290円
	令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1m ² に	940円	780円
令第7条第3号に掲げる施設		つき1年	時価に0.034を乗じて得た額	時価に0.031を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び 同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1m ² に つき1月	58円	59円	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び 同条第7号に掲げる施設			94円	78円	
令第7条第8 号に掲げる施 設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当 該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占用面積1m ² に つき1年	時価に0.018を乗じて得た額	時価に0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの			時価に0.018を乗じて得た額	時価に0.017を乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地下 を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		時価に0.004を乗じて得た額	時価に0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		時価に0.006を乗じて得た額	時価に0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		時価に0.008を乗じて得た額	時価に0.007を乗じて得た額
その他のもの		時価に0.026を乗じて得た額	時価に0.025を乗じて得た額		
令第7条第9 号に掲げる施 設	建築物		時価に0.024を乗じて得た額	時価に0.022を乗じて得た額	
	その他のもの		時価に0.017を乗じて得た額	時価に0.015を乗じて得た額	

令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物 その他のもの	占有面積 1 m ² につき 1 年	時価に0.024を乗じて得た額	時価に0.022を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの		時価に0.024を乗じて得た額	時価に0.022を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			時価に0.026を乗じて得た額	時価に0.025を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		時価に0.024を乗じて得た額	時価に0.022を乗じて得た額
	上空に設けるもの		時価に0.024を乗じて得た額	時価に0.022を乗じて得た額
	その他のもの		時価に0.034を乗じて得た額	時価に0.031を乗じて得た額
令第7条第14号及び第15号に掲げる施設			時価に0.034を乗じて得た額	時価に0.031を乗じて得た額

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 時価は、近傍類似の土地（令第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。
- 6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが 0.01m^2 若しくは 0.01m 未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに 0.01m^2 若しくは 0.01m 未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。
- 7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。
- 8 占用料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の北秋田市道路占用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

(北秋田市都市公園条例の一部改正)

- 3 北秋田市都市公園条例（平成17年北秋田市条例第200号）の一部を次のように改正する。
別表第2の3の表を次のように改める。

- 3 都市公園を占用する場合

北秋田市道路占用料徴収条例（平成17年北秋田市条例第192号）の規定の例による。